

～ 営業者のみなさまへ ～

旅館業法施行条例が改正されます

令和 7 年 4 月 1 日 公布 令和 7 年 7 月 1 日 施行

* 改正の背景 *

今般、川崎市公衆浴場法施行条例を改正し、公衆浴場の基準を一部見直すこととなりました。これに伴い、旅館業施設の基準を定めている『川崎市旅館業法施行条例』においても、入浴設備の基準を公衆浴場と同様に一部見直すとともに、その他必要な改正を行うこととなりました。

* 改正の目的 *

・利用者の安全確保

『サウナ』は、その特性から利用者の安全の確保が重要になります。そのため、利用者の安全の確保をより確実なものとするため、サウナをはじめとする入浴設備等の安全に係る項目を条例に追加しました。

・営業形態の多様化に対する対応等

一部緩和規定を設ける等の対応を行うことで、旅館業法の目的である施設の衛生と風紀、利用者の安全を確保しながら、昨今の新しい営業形態の出現や、市民ニーズの多様化等への対応が可能となりました。

・その他、旅館業に係る課題を解決するため、所要の改正を行います。

* 改正の内容 * 裏面へ

* お問い合わせ先 * 平日 8:30～12:00 13:00～17:00

所属名	住所	電話番号
川崎区役所衛生課	川崎区東田町 8	044 - 201 - 3222
幸 区役所衛生課	幸区戸手本町 1—1 1—1	044 - 556 - 6681
中原区役所衛生課	中原区小杉町 3—2 4 5	044 - 744 - 3271
高津区役所衛生課	高津区下作延 2—8—1	044 - 861 - 3322
宮前区役所衛生課	宮前区宮前平 2—2 0—5	044 - 856 - 3270
多摩区役所衛生課	多摩区登戸 1 7 7 5—1	044 - 935 - 3306
麻生区役所衛生課	麻生区万福寺 1—5—1	044 - 965 - 5164
健康福祉局保健医療政策部 生活衛生課	川崎区宮本町 1	044 - 200 - 2448

・利用者の安全確保のために追加された基準

	対象となる 営業種別	新たに追加された基準	条項	経過措置
入浴設備	【ホテル・旅館】 【簡易宿所】 【下宿】	浴槽は、耐水材料を用い、共同用の入浴設備にあつては、入浴者に熱気、熱湯等を直接に接触させない構造とすること。	別表第2第7項4号	既存施設の場合、増築・改築・大規模の修繕等により構造設備が変更される日までの間、これらの規定は、適用されません。
		共同用の入浴設備における浴槽には、入浴者の見やすい場所に温度計を備えておくこと。	別表第2第7項5号	
		床面における照度は、30ルクス以上とすること。	別表第2第7項6号	
		サウナ室には、十分な換気能力のある設備を設け、かつ、床面における照度は、30ルクス以上とすること。	別表第2第7項第19号イ	
		サウナ室には、入浴者の見やすい場所に温度計及び時計を備えておくこと。	別表第2第7項第19号エ	現在、温度計及び時計を設置していないサウナ室がありましたら、令和7年7月1日までに設置していただくようお願いいたします。
		サウナ室の床、内壁及び天井は、耐熱材料を用いること。	別表第2第7項第19号オ	既存施設の場合、増築・改築・大規模の修繕等により構造設備が変更される日までの間、これらの規定は、適用されません。
		（サウナ室において、）蒸気若しくは熱気の放出口又は放熱パイプは、入浴者に直接接触しない構造とするとともに、入浴者が接触するおそれのあるところに金属部分がある場合は、断熱材で覆う等の安全措置を講ずること。	別表第2第7項第19号カ	
		入浴者の安全のため、サウナ室の室内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設け、かつ、室内には、非常用ブザー等を入浴者の見やすい場所に設けること。 （※）営業者が各サウナ室を頻繁に巡回し声がけを行うなど、緊急時に営業者がすぐに探知できる措置とする	別表第2第7項第19号キ	既存施設において、これらを設けることが困難な事情があるときは、増築・改築・大規模の修繕等により構造設備が変更される日までの間は、当該窓及び非常用ブザー等を設けないことができます。 この場合は、当該窓及び非常用ブザー等の設置に代わる措置（※）を講じてこれらの公衆浴場のサウナ室における入浴者の安全の確保に努めていただくようにしてください。

・営業形態の多様化に対する対応等（基準の適用除外 別表1第3項の規定による）

	対象となる 営業種別	適用除外となる基準	条項	適用除外となる例（市長が認める時）
入浴設備	【ホテル・旅館】 【簡易宿所】	共同用の入浴設備、サウナ室にあっては、男女を区別し、互いに見通すことができない構造とすること。	別表第2第7項第1号 別表第2第7項第19号ア	男女混浴の場合等（男女混浴ができる場合とは、障壁等がなく、浴場内全体が見通せるような施設等において水着を着用して入浴する場合等とする。ただし、水着を着用しない場合であっても、家族が家族以外の者と区分された個室等において混浴する場合は差支えない。）（いずれも客室内のものは除く。）
		共同用の入浴設備、サウナ室にあっては、外部から見通すことができない構造とすること。		水着を着用する場合等
		サウナ室の床は、適正に排水できる構造であること。	別表第2第7項第19号ウ	屋外のテントサウナ、汚水が発生しないサウナ等
		入浴者の安全のため、サウナ室の室内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。	別表第2第7項第19号キ	屋外のテントサウナで水着等を着用せずに入浴する場合等
便所	【ホテル・旅館】	便所が設けられていない客室を有する階には、男女を区別した適当な数の共同用の便所を有すること。	別表第2第9項第5号	便所が設けられていない客室を有する階について、一家族のみが宿泊する又は客室が1つである場合等

・その他変更となる基準

	対象となる 営業種別	改正後の基準	改正前の基準	条項（改正前）
客室	【簡易宿所】	各客室の宿泊定員数簡易宿所営業の施設にあっては、 <u>3.3平方メートルにつき1人</u> とすること。この場合において、階層式のものにあっては、各層の有効面積を基礎として算出すること。	・各客室の宿泊定員数簡易宿所営業の施設にあっては、 <u>1.65平方メートルにつき1人</u> とすること。この場合において、階層式のものにあっては、各層の有効面積を基礎として算出すること。 ・1客室の床面積は、 <u>4.95平方メートル以上</u> とすること。	別表第1第2項第2号 別表第3第7項第4号
便所	【ホテル・旅館】 【簡易宿所】 【下宿】	流水式手洗設備を有すること。 <u>ただし、近接して洗面設備が設けられている場合においては、この限りではない。</u>	流水式手洗設備を有すること。	別表第2第9項第3号 別表第3第11項第3号

＊ 条例などの規定に基づき、基本的には事例ごとに判断いたします。ご不明な点がございましたら、施設がある区の区役所衛生課にお問合せください。